

補助金の対象となる職員の皆様へ

認証保育所処遇改善等加算

詳しい制度については、裏面をご確認ください。

認証保育所に勤務する職員の賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等に要する費用を補助する制度です。



認証保育所処遇改善等加算のご案内 (認証保育所職員向け)

1 本制度の目的・制度

本制度は、職員の賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用を確保することを目的として実施しているものです。
施設に勤務する職員を対象に行った賃金改善に要した費用について、区は施設に補助します。

2 補助金の支給の仕組み

施設は、本制度を活用し、補助金相当額を職員の皆さまへ賃金として支給します。
施設は、職員へ支給した額について、補助金として区に請求します。



3 賃金改善の内容

職員の皆さまには、以下のような形で支給されます。

- ・基本給の引き上げ
- ・各種手当の支給
- ・一時金(賞与等)

※支給方法や金額は施設により異なる場合があります。

4 職員の皆さまに確認していただきたいこと

- ・補助制度に基づく賃金改善の内容について、施設から説明を受けているか
 - ・給与明細等において、手当や賃金の増額が反映されているか
- ご不明な点がある場合は、施設へご確認ください。

5 施設の責務

施設は、補助金について以下を遵守する必要があります。

- ・補助金の適正な管理および支給
- ・職員への説明
- ・正確な書類の作成および区への報告

6 不支給が発覚した場合の相談窓口

勤務する施設において、万が一補助金の不支給等があった場合、区の相談窓口までご相談ください。
相談窓口: 世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当
電話番号: 03-5432-2324